44 新規就農者育成総合対策

令和８年度予算概算要求額　17,684百万円（前年度 10,748百万円）

＜対策のポイント＞

農業への人材の一層の呼び込みと定着を図るため、**経営発展のための機械・施設等の導入**を**地方と連携して親元就農も含めて支援**するとともに、**就農に向けた研修資金**、**経営開始資金の交付**、地域における**農地の受け手確保**に向けた**新規就農者の誘致環境の整備**等の取組を支援します。また、農業大学校・農業高校等における**農業教育の高度化、就農相談会の開催**等の取組を支援します。

＜政策目標＞

農業分野における生産年齢人口のうち49歳以下のシェアを全産業並みに引上げ

＜事業の全体像＞

１．経営発展への支援

就農後の経営発展のために、都道府県が**機械・施設等の導入を支援**する場合、都道府県支援分の２倍を国が支援します。

２．資金面の支援

① **新たに経営を開始する者**に対して、資金を交付します。
② **研修期間中の研修生**に対して、資金を交付します。

３．誘致環境の整備、農業教育の高度化、人材の呼び込みへの支援

① 地域計画の策定により明らかになった**受け手のいない農地に新規就農者を誘致**するための**体制づくり**、**誘致の実践**、**就農前後の方々に対するトータルサポート活動**及び**研修農場の整備**を支援します。また、雇用就農に適合したカリキュラムの開発、地域の農業法人等とのマッチングを支援します。
② 農業大学校・農業高校等における**農業教育の高度化**を支援します。
③ 就農相談会の開催等による**多様な人材の確保**を支援します。

＜事業の流れ＞

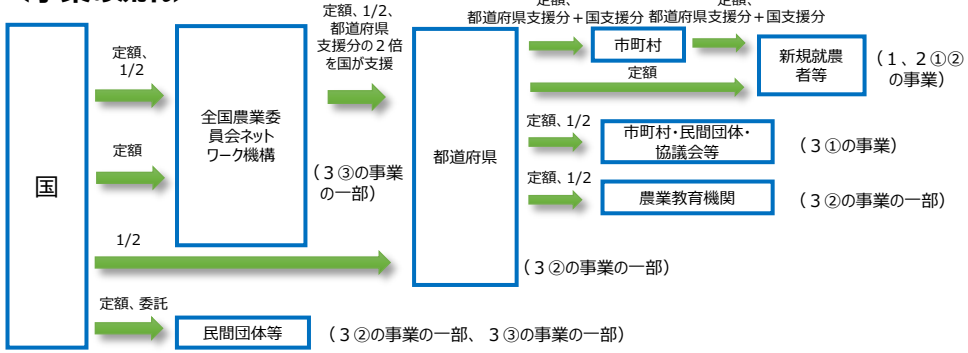

１．経営発展への支援

経営発展支援事業※1
（機械・施設、家畜導入、果樹・茶改植、機械リース等が対象）
対象者：認定新規就農者※2（就農時49歳以下）
支援額：国費上限500万円（２①の交付対象者は上限250万円）
補助率：都道府県支援分の２倍を国が支援（国の補助上限1/2　〈例〉国1/2,都道府県1/4,本人1/4)
特別枠：将来像が明確化された地域計画等に位置付けられる者に対する「地域計画早期実現支援枠」を設定
［機械・施設等の導入、修繕・移設・撤去等を支援（国費上限600万円）］

２．資金面の支援

①　経営開始資金※3
対象者：認定新規就農者※4(就農時49歳以下)
支援額：12.5万円/月(150万円/年)※5
×最長３年間
補助率：国10/10

②　就農準備資金※3
対象者：研修期間中の研修生(就農時49歳以下)
支援額：12.5万円/月(150万円/年)※5
×最長２年間
補助率：国10/10

３．誘致環境の整備、農業教育の高度化、人材の呼び込みへの支援

①　農地の受け手確保に向けた新規就農者誘致環境整備事業
・新規就農者の誘致体制の整備
　複数機関の協働による効果的な誘致・支援体制の構築、誘致の実践
　就農前後の方々に対するトータルサポート活動
・研修農場の整備
　実践的な研修を行う研修農場に必要な農業用機械・設備の導入、施設整備
〔雇用就農の輩出に向けた取組〕
　雇用就農に適合したカリキュラム開発、地域の農業法人等とのマッチングの場の提供、就農後のフォローアップ

②　農業教育高度化事業
・農業大学校・農業高校等における取組
　研修施設等の整備、農業機械・設備等の導入、スマート農業、環境と調和のとれた農業等のカリキュラム強化、就農コーディネータの設置、現場実習や出前授業の実施
・現役農業者に対するリ・スキリング等先進的な教育・研修モデルの創出　等
・次世代農業経営者となる人材を育成するための集合研修
・国際的な人材育成に向けた海外研修　　等

③　農業人材確保推進事業
・就農相談会の開催、農業の魅力発信　等

※１　取組計画に応じた事業採択方式で実施
※２　新規参入者、親元就農者（親の経営に従事してから５年以内に継承した者）が対象
※３　前年の世帯所得が原則600万円以下の者を対象
※４　新規参入者、親元就農者(親の経営に従事してから５年以内に継承した者)のうち経営発展に向けた取組を行い、新規参入者と同等の経営リスクを負う者が対象
※５　支払方法（月毎、半年等）は交付主体による選択制

［お問い合わせ先］経営局就農・女性課（03-3502-6469）